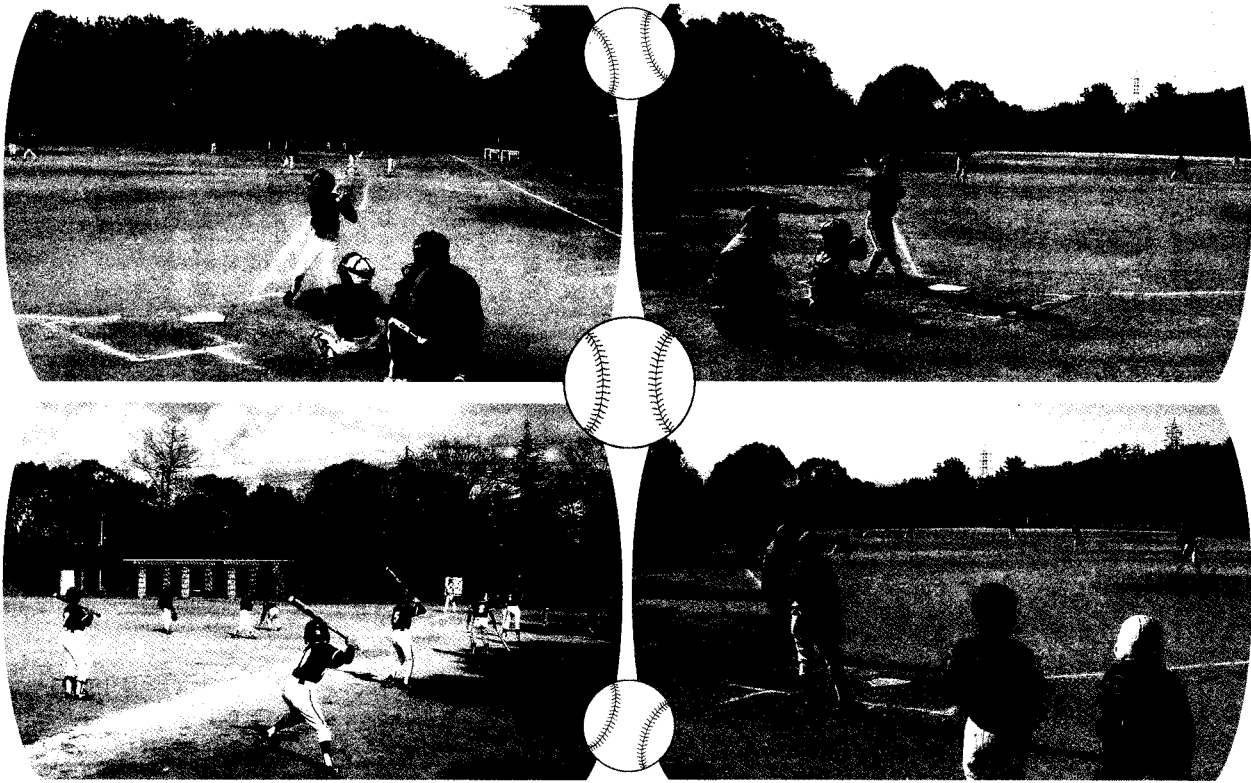


たかいし 議会だより

編集 高石市議会議会運営委員会

発行 高石市議会事務局

TEL 265-1001



少年軟式野球の練習（高砂公園運動広場にて）

寒さを吹き飛ばして！

平成十八年 第四回定例会

平成十八年第四回定例会は、十二月七日に開会し、十二月二十二日に閉会しました。

この定例会では、市長から提案された「高石市副市長定数条例制定について」、「高石市情報公開条例の一部を改正する条例制定について」など議案十七件、諮問一件、報告一件のほか、議会から議案二件、決議案一件、選挙二件、報告一件が提出され、また十二月二十一日に市長から「平成十八年度高石市一般会計補正予算」が追加提出され、慎重審議いたしました。

このうち議案第五号「高石市情報公開条例の一部を改正する条例制定について」など四案件は総務文教委員会に、また議案第八号「高石市自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定について」など二案件は福祉土木委員会にそれぞれ付託され、慎重審査いたしました。

なお、総務文教委員会において高石市情報公開条例の一部を改正する条例制定の案件に対し、附帯決議が議決され、委員会の政策を委員長報告に記載のとおり明示されました。

また、諮問第一号「人権擁護委員の候補者の推薦について」は全会一致で異議ない旨を答申し、任期満了に伴う選挙管理委員及び選挙管理委員補充員についてもそれぞれ選挙を行いました。

なお、平成十八年第三回定例会における議案第十三号「平成十七年度高石市一般会計歳入歳出決算認定について」など七会計決算認定については、より慎重審査に付するため、議会閉会中の継続審査となりました。

これらの結果については、三頁の議決結果一覧表のとおりです。

議案番号	件名	議決年月日	結果
議案第13号	泉州水防事務組合理約の変更の協議について	18. 12. 13	可決
議案第14号	南大阪湾岸北部流域下水道組合理約の変更の協議について	18. 12. 13	可決
議案第15号	大阪府後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について	(H.18.12.13福祉土木委員会付託) 18. 12. 15	可決
議案第16号	平成18年度高石市老人保健特別会計補正予算	18. 12. 13	可決
議案第17号	平成18年度高石市公共下水道事業特別会計補正予算	18. 12. 13	可決
議案第18号	指定管理者の指定について(高石市立体育館)	(H.18.12.13総務文教委員会付託) 18. 12. 15	可決
議案第19号	高石市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	18. 12. 15	可決
議案第20号	高石市議会会議規則の一部を改正する規則制定について	18. 12. 15	可決
議案第22号	平成18年度高石市一般会計補正予算	18. 12. 22	可決
決議案第1号	高石市工事契約事務に関する調査特別委員会(100条調査権)への追加委任について	18. 12. 20	可決
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	18. 12. 13	異議ない旨 答申
選挙第1号	選挙管理委員の選挙	18. 12. 15	選挙
選挙第2号	選挙管理委員補充員の選挙	18. 12. 15	選挙
報告第1号	寄附金収受の報告について	18. 12. 13	報告
報告第2号	例月現金出納検査結果報告	18. 12. 15	報告
	閉会中の継続審査の申し出について	18. 12. 20	閉会中 継続審査
	諸報告	18. 12. 20	報告

議決結果一覧表(平成18年第4回市議会臨時会)

議案番号	件名	議決年月日	結果
報告第5号	監査の結果に関する報告について(高石市議会の請求に基づく監査)	H 18. 10. 20	報告
議案第1号	高石市工事契約事務に関する調査特別委員会の設置について	18. 10. 20	可決
	高石市工事契約事務に関する調査特別委員会委員の選任について	18. 10. 20	選任
決議案第1号	北朝鮮の核実験に断固抗議する決議	18. 10. 20	可決

議決結果一覧表(平成18年第5回市議会臨時会)

議案番号	件名	議決年月日	結果
決議案第1号	高石市工事契約事務に関する調査特別委員会への100条調査権の委任について	H 18. 11. 24	可決

議決結果一覧表(平成18年第4回市議会定例会)

議案番号	件名	議決年月日	結果
議案第1号	専決処分の報告について(平成18年度高石市一般会計補正予算)	H 18. 12. 13	承認
議案第3号	高石市副市長定数条例制定について	18. 12. 13	可決
議案第4号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	18. 12. 13	可決
議案第5号	高石市情報公開条例の一部を改正する条例制定について	(H.18.12.13総務文教委員会付託) 18. 12. 15	可決
議案第6号	職員定数条例の一部を改正する条例制定について	(H.18.12.13総務文教委員会付託) 18. 12. 15	可決
議案第7号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	(H.18.12.13総務文教委員会付託) 18. 12. 15	可決
議案第8号	高石市自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定について	(H.18.12.13福祉土木委員会付託) 18. 12. 15	可決
議案第9号	堺市高石市消防組合理約の変更の協議について	18. 12. 13	可決
議案第10号	泉北環境整備施設組合理約の変更の協議について	18. 12. 13	可決
議案第11号	泉北水道企業団規約の変更の協議について	18. 12. 13	可決
議案第12号	高石市泉大津市墓地組合理約の変更の協議について	18. 12. 13	可決

平成十八年九月第三回定例会後の主な議会活動は次のとおりです。

10月

- 17日・議会運営委員会
- 20日・高石市泉大津市臺地組合議会第一回臨時会
- 第四回臨時会
- 高石市工事契約事務に関する調査特別委員会
- 24日・泉北水道企業団議会
- 26日・第二回定例会
- 27日・議会運営委員会管外行政調査

議会日誌

11月

- 30日・平成十七年度各会計決算審査特別委員会
- 1日・泉北環境整備施設組合議会第三回定例会
- 2日・南大阪湾岸北部流域下水道組合議会第二回定例会
- 6日・9日・高石市工事契約事務に関する調査特別委員会
- 9日・議会運営委員会
- 10日・泉州水防事務組合議会第三回定例会
- 大阪府市議会議長会総会

12月

- 4日・議会運営委員会
- 17日・大阪府市議会議長会議員研修会
- 20日・議会運営委員会
- 21日・大阪府南部市議会議長会総会
- 24日・第五回臨時会
- 28日・30日・高石市工事契約事務に関する調査特別委員会

の条項の適用状況だけで判断できるものではない。今回の試査した契約の中にも、当初から庶務課で処理すべきものであることを前提に事務を進めておれば、違う結果になったかもしれないと窺える例があったが、このような例は、結果的に業者の選定が適切であったとしても、市民の視点からは客観的とはいえないであろう。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令が施行され、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置にかかる指針が閣議決定されているが、そこでは、透明性の確保として、第三者機関による監視も示唆されている。このためには、契約関連部門の充実も検討の余地がある。

市長をはじめ関係部門においては、本報告も踏まえ、本市の契約事務を公正的確に処理し、公共工事に対する市民の信頼を得られるよう必要な措置を講じられたい。

この監査委員の監査結果報告を受け、市議会は下記のとおり

近年、全国的に請負契約をめぐり、いろいろと問題が生じております。そして、そのことは議会のあり方にも大きな問題となっています。

議会が仮に、十分な審議も尽くさず、賛成のみを常とするならば、議会と市長との間に緊張感が薄れ、公正でなくてはならない行政が沈滞し、市長に心の緩みが生じることとなります。

このことから、常に議会の牽制力で、行政への厳しい監視を行い、法を逸脱することを未然に防止し、行政の心の緩みを是正させることができるのは、現行法制度のもとにあっては議会以外にはありません。

しかしながら、議会にとって問題の実態を把握することは困難なことです。

そこで、まず議会がすべき点は、ここ2、3年の指名競争入札の落札者状況であり、また議会の議決要件とされている金額以下を含む事業について、そのリストを要求し、検閲・検査することです。

また、業者の資格を定めた法令、規則をあいまいな解釈で執行することにより、法を逸脱することがあれば、市にとって損害を受けることになり、これは到底許されないこととなります。

今回提出した議案は、法第98条第1項の検閲・検査の権限を委任する特別委員会の設置についてであり、これは議会が行政執行の適正化と公正を確保するために、執行上に間違いのないよう正し、その実態を把握して意見を述べようとする趣旨であります。

以上、高石市工事契約事務に関する調査特別委員会の設置についての提案説明がされ、高石市工事契約事務に関する調査特別委員会が設置されました。

その後、第5回臨時会において同特別委員会に法第100条調査権の委任を議決し、平成18年12月末までに同特別委員会を14回開催し、慎重に調査しています。

高石市工事契約事務に関する調査特別委員会の設置経過等について

平成18年6月28日第2回市議会定例会の一般質問及び7月5日の総務文教委員会等において、市長より、法の規定から逸脱しており、適性を欠いていたとの答弁を受け、行政執行の適正化と公正を図るため、事務能力の向上、事業効果等、また請負契約事務が適正に行われているか、無駄な公金を使っていないか等、実施検査を監査委員に請求しました。

それ以降の経過は、次のとおりです。

○請負契約に関する事務の監査請求について

地方自治法第98条第2項の規定により、監査委員に対し、下記のとおり、請負契約に関する事務について監査を求め、その結果の報告を請求しました。

監査を求める事項

平成15年度以降の本市の請負契約事務が適正に行われているか。

- ①契約の方法に誤りがないか
- ②契約の性質・目的に照らして妥当であるか
- ③随意契約による場合その理由は適正か
- ④特定人だけ指名して契約を結んでいないか
- ⑤入札参加者の資格が政令で定める他、長の定めた要件を厳格に守られているか
- ⑥予定価格の算定は適正に行われているか
- ⑦入札開札は公正に行われているか
- ⑧落札者の決定は適正な手続き等に基づき行われているか
- ⑨契約条項の内容は適正か
- ⑩監督、検査は的確に行われているか

請負契約に関する事務の監査請求による監査の結果が議会に報告されました。

○監査結果に関する報告について

業者選定の客観的な理由づけは、最も困難なことであり「なぜ、その業者を選んだのか」については、客観的、合理的な理由を要求されることであって、従前の裁判例並びに住民監査請求例を見ても施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の文言が抽象的であるため、これに該当するか否かが争われたものが数多く見受けられるところである。

仮に随意契約が許容されるといっても、地方公共団体にとって公正で有利な契約ができることが原則であり、担当者の裁量、最終的には市長の裁量権の範囲内に属するものと解されるものの、客観的理由が明確でないと疑念を生じさせ、誤解を招く結果となりかねない。

業者選定の客観性は、一連の契約事務の各々の事務手続がすべて適切に実施されてはじめて担保されるものであり、施行令

平成19年 高石市成人式

本市では、1月8日の成人の日に676名の方々が大の仲間入りをされました。

当日のアプラホールにおいて行われた成人式では、新成人の代表者から成人としての責任と今後の抱負などを誓いの言葉として述べられ、盛んな拍手を受けられていました。

また、参加された新成人の方々は、次代を担う若人として身を引き締めた様子で式に臨まれ、希望に満ちた笑顔と、なつかしい友と語らう、弾けるような笑顔がとても素敵でした。

編集後記

時がたつのは早いものです。子ども達が楽しく過ごしたお正月や冬休みも終わりました。もうすぐ暖かい春が巡って来ようとしています。まだまだ厳しい寒さが続きます。皆様、風邪などひかれないうち体調にはくれぐれもご留意ください。議会だより第135号をお届けします。本号では、第四回臨時会、第五回臨時会、第四回定例会の概要等を編集いたしました。編集上のご意見などございましたら議会事務局までお寄せください。

消防出初め式

平成19年1月7日に堺市金岡公園野球場において、堺市高石市消防組合が「消防出初め式」を行いました。

この消防出初め式は、毎年、防火意識の高揚と消防職員、消防団員の技術向上などのため、開催されているものです。

当日は、厳しい冷え込みと強風の中、今回、初参加の高石市消防団の団員も堂々の行進を行い、多数の人たちが見守る前で消防隊、救助隊、救急隊等が、きびきびとした消火活動訓練を行い、日頃の訓練の成果を発揮していました。

また、平成17年に発生したJR福知山線列車事故などに大阪府隊として出動している緊急消防援助隊の車両の紹介も行われ、フィナーレでは、公設消防や消防団、自衛消防隊などによる一斉放水があり、盛んな拍手を受けました。

